

議案第 3 号

市川市税条例の一部改正について

市川市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 6 月 10 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市税条例の一部を改正する条例

市川市税条例（昭和 29 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 54 条第 6 項中「、地方開発事業団」を削る。

附則第 24 条を附則第 25 条とし、附則第 23 条の次に次の 1 条を加える。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例）

第 24 条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）第 13 条第 1 項の規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 及び附則第 7 条の 3 の 2 の規定の適用については、附則第 7 条の 3 第 1 項中「租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）第 13 条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第 41 条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」と、「法附則第 5 条の 4 第 6 項」とあるのは「法附則第 45 条第 2 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 第 6 項」と、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 13 条第 1

項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

附 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。ただし、第54条第6項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）の施行の日から施行する。

理 由

東日本大震災の被災者の負担の軽減を図るため、地方税法の改正等が行われたことに伴い、住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例について定めるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。